

# 「気候変動適応法施行規則案」に対する意見募集の結果について

令和6年1月16日(火)

環境省大臣官房環境保健部環境安全課

「気候変動適応法施行規則案」について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

## 1. 概要

- (1)意見募集期間:令和5年11月7日(火)～令和5年12月6日(水)
- (2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法:e-Govの「意見提出フォーム」、郵送

## 2. 意見募集の結果

- (1)意見件数:20件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

## お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。また、今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>【熱中症警戒情報等に関して】</p> <p>「値」の定義が文書内のどこにも示されていないため、「33」や「35」が何の値であるかが不明である。この「値」は添付されている「参考」で解説されているWBGT(暑さ指数)を指すものと思われるが、この概要案からは読み取れない。</p>	<p>熱中症警戒情報等の発表基準については、第4回熱中症対策推進検討会(令和5年9月6日)でおおむね了承を得られた「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針(中間とりまとめ案)」において、現行の熱中症警戒アラートと同様、暑さ指数(WBGT)の予測値を使用することとされており、施行規則案の概要における「特定の日における気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出した値」は暑さ指数のことを指します。</p> <p>なお、算出方法については、今後最終とりまとめ予定の「熱中症特別警戒情報の運用に係る指針」等へ掲載することを予定しています。</p> <p>(参考)第4回熱中症対策推進検討会 資料  <a href="https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0502/index.php">https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0502/index.php</a></p>
<p>【熱中症警戒情報等に関して】</p> <p>熱中症警戒情報は現行のアラート同様全国を58に分けた「府県予報区等」単位で判定・発表される一方で、熱中症特別警戒情報は「都道府県内すべての情報提供地点」で35以上となった時に、即ち府県予報区単位ではなく47都道府県単位で発表されることになる。特別警戒情報について警戒情報と区分を変えた理由についても説明すべきである。</p>	<p>第4回熱中症対策推進検討会(令和5年9月6日)でおおむね了承を得られた「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針(中間とりまとめ案)」において、熱中症警戒情報の発表の地域単位については、引き続き現行の熱中症警戒アラートと同様に、「府県予報区」等単位で発表すること、熱中症特別警戒情報の発表の地域単位については、熱波は広域性であること、発表単位の地域内全てに指定暑熱避難施設の開放義務がかかることから、「都道府県単位」とすることとされました。</p> <p>(参考)第4回熱中症対策推進検討会 資料  <a href="https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0502/index.php">https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0502/index.php</a></p>
<p>【熱中症警戒情報等に関して】</p> <p>改正気候変動適応法第18条、第19条第1項のそれぞれにおける「環境省令で定める場合」について、施行規則概要において「特定の日における気</p>	<p>熱中症警戒情報等の発表基準については、第4回熱中症対策推進検討会(令和5年9月6日)でおおむね了承を得られた「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針(中間とりまとめ案)」において、現行の熱</p>

<p>圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出した値が府県予報区等内のいずれかの情報提供地点で 33 以上となると予測される場合」とされているが、法の施行にあたって具体的に記載されるべき内容が極めてあいまいであり、意味不明である。「特定の日」の「特定」の意味、「気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出した値」がどのような物理量であるか明記すべきである。</p>	<p>中症警戒アラートと同様、暑さ指数(WBGT)の予測値を使用することとされており、施行規則案の概要における「気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出した値」は暑さ指数のことを指します。</p> <p>なお、算出方法については、今後最終とりまとめ予定の「熱中症特別警戒情報の運用に係る指針」等へ掲載することを予定しています。</p> <p>また、発表については、同指針(中間とりまとめ案)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症警戒情報は、府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が 33※(予測値)に達する場合に原則機械的に発表する</li> <li>・熱中症特別警戒情報は、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が 35※(予測値)に達する場合に原則機械的に発表する</li> </ul> <p>ものとされています。</p> <p>※小数点以下の端数を四捨五入した値 (参考)第 4 回熱中症対策推進検討会 資料 <a href="https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0502/index.php">https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0502/index.php</a></p>
<p>【熱中症警戒情報等に関して】</p> <p>閾値(WBGT=33、WBGT=35)については、この値が適切である根拠を科学的知見に基づいて明示すべきである。加えて、もともと暑熱が厳しい地域と、比較的冷涼な地域では、暑熱環境への住民の耐性が大きく異なると考えられる。その他、初夏と盛夏・晩夏では暑熱順化の程度も異なるはずである。一律の設定を見直し、これら地域性・季節性にも留意した閾値設定とすることを提案する。</p>	<p>熱中症警戒情報等の発表基準については、第4回熱中症対策推進検討会(令和5年9月6日)でおおむね了承が得られた「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針(中間とりまとめ案)」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症警戒アラートの検証において、暑さ指数(WBGT)33 以上では、概ね7割以上の大量搬送の捕捉率であったこと</li> <li>・熱波は都道府県の域を超えて広域に発生するため、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数(WBGT)35 に達する場合は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあること</li> </ul> <p>などを踏まえて設定されたものです。</p>

	<p>なお、運用に当たっての課題としては、発表単位の細分化や地形・暑さ指数情報提供地点数の影響、地域や時期による暑熱順化の程度の差、予報精度の精緻化などが挙げられるため、今後のデータ蓄積の結果、専門家の研究状況等も踏まえながら、引き続き検討を行う予定です。</p> <p>(参考)第4回熱中症対策推進検討会 資料  <a href="https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0502/index.php">https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0502/index.php</a></p>
<p><b>【熱中症警戒情報等に関して】</b>  ひとまず責任逃れのために警報だけ出しているようにしか見えない。指定する設備の基準も甘い、国民に効果的に情報が流れるようには一切思えない、対応の具体性が詰められていない。この状態で進めようとしているのが理解できない。</p>	<p>熱中症対策の強化のため、今回の法改正が行われたところであり、「熱中症対策実行計画」(令和5年5月閣議決定)に基づいて関係府省庁で連携して取組を進めるとともに、来年度の改正法の円滑な施行に向け、引き続きしっかりと準備を進めてまいります。</p>
<p><b>【熱中症特別警戒情報に関して】</b>  熱中症特別警戒情報を発表する場合の具体的な情報提供地点の設定についての考え方を示していただきたい。</p>	<p>これまで、熱中症警戒アラートの運用においては、全国約1,300箇所の気象庁が管理する地域気象観測所のうち、気象官署及び、四要素観測所の約840箇所を暑さ指数(WBGT)の情報提供地点としており、引き続き、熱中症特別警戒情報等の運用においても、同じ考え方にに基づき情報提供地点の設定を行う予定です。</p>
<p><b>【熱中症特別警戒情報に関して】</b>  熱中症特別警戒情報の発信について、どのように社会に届けられ、どの程度熱中症対策に効果があるのかを、検証する制度が必要なのではないか。</p>	<p>熱中症特別警戒情報については、気候変動適応法(平成30年法律第50号)の規定に基づく通知・周知のほか、同法に基づく「熱中症対策実行計画」(令和5年5月閣議決定)において、様々なルートやツールを通じて広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかけることとしています。また、施策の実施状況の確認、検証等については、環境大臣を議長とする熱中症対策推進会議において、関係府省庁が連携して進めていくこととしています。</p>
<p><b>【熱中症特別警戒情報に関して】</b>  発表内容に「気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある状況の概要」とあるが、これは災害と同義ではないのか。警報だけ出しても意味がないのではないか。</p>	<p>気候変動適応法による措置は防災の位置づけとは異なりますが、関係主体と連携しながら新たな制度の円滑な施行に努め、熱中症対策の推進を図ってまいります。</p> <p>なお、指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している開放可能日等に</p>

	<p>において、指定暑熱避難施設を開放することとなります。</p>
<p><b>【熱中症特別警戒情報に関して】</b></p> <p>暑熱事象に広域性があることは理解するが、行政区域である「県境」と「暑熱環境が急変する境界」は一致しない。むしろ同一県内においても、標高や、内陸・沿岸など、暑熱環境に大きく影響する条件が相違する地点が含まれている。</p> <p>実例として2023年8月1～31日における群馬県内のWBGT日最高値の県内最高と最低の相違をみると、ほとんどの日で3.0℃以上、時には7℃近くも乖離(22日:館林34.0℃・水上27.4℃)し、月全体では平均4.2℃という大きい差であった。これは警戒ランクが確実に1段以上異なるレベル差である。県内最高値の地点で規定される現行アラート(警戒情報)は、より涼しい地点にとって明らかに過大評価である一方、「最低値の地点でも閾値35に達する」という特別警戒情報の条件は、対象事例を著しく限定(事実上ほとんど該当しない条件だと思われる)し、県内大半の地点での重大な危険性を看過してしまうおそれがある。</p>	<p>運用に当たっての課題としては、発表単位の細分化や地形・暑さ指数情報提供地点数の影響、地域や時期による暑熱順化の程度の差、予報精度の精緻化などが挙げられるため、今後のデータ蓄積の結果、専門家の研究状況等も踏まえながら、引き続き検討を行う予定です。</p>
<p><b>【熱中症特別警戒情報に関して】</b></p> <p>熱中症特別警戒情報の条件は、非常に高いハードルであり、過去にその条件を満たした事例はほぼ皆無であると認識している。過去に熱中症死亡者が多発したような暑熱環境になったとしても特別警戒情報はほとんどの場合、発出されず、死亡者を今後も救えない状況が継続することを危惧する。</p> <p>熱中症による搬送者・死亡者を低減させるという、今回の気候変動適応法改正の主旨・目的に立ち返った上で、過去の死亡者多発時の状況を早急に精査し、特別警戒情報の条件に組み入れることを提案する。</p>	<p>運用に当たっての課題としては、発表単位の細分化や地形・暑さ指数情報提供地点数の影響、地域や時期による暑熱順化の程度の差、予報精度の精緻化などが挙げられるため、今後のデータ蓄積の結果、専門家の研究状況等も踏まえながら、引き続き検討を行う予定です。</p>
<p><b>【熱中症特別警戒情報に関して】</b></p> <p>熱中症特別警戒情報には、閾値(35℃)を超え以外に「自然的社会的状況により重大な被害」が想定される場合に関する例外条項がある。前項にも記載したように、本則閾値の理論的根拠が明示されてはじ</p>	<p>熱中症特別警戒情報の発表基準については、第4回熱中症対策推進検討会(令和5年9月6日)において議論がされました。その中で、熱波は都道府県の域を超えて広域に発生するため、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数</p>

<p>めて、そのアプローチではカバーしきれない「例外」の位置づけが明確になると考える。本則の規定 35°Cを、「例外」をなるべく生じさせないように綿密な検討のうえで決定したのであれば、その経緯・説明を開示すべきである。</p>	<p>(WBGT)35 に達する場合は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることを踏まえて設定されたものです。</p> <p>(参考)第4回熱中症対策推進検討会 資料  <a href="https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0502/index.php">https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0502/index.php</a></p>
<p><b>【熱中症特別警戒情報に関して】</b></p> <p>WBGT が「一の都道府県内の全ての情報提供地点において 35 以上となると予測される場合」以外に例外的に熱中症特別警戒情報を発表することがありうるということだと理解したが、例外となりうる「自然的社会的状況」を示すべきである。具体的には、「自然的社会的状況」の判断は誰が何を根拠としてどのようなプロセスで行い、その責任はどこに帰するのかについて説明が必要であると考えます。</p>	<p>熱中症特別警戒情報の自然的社会的状況に関する発表基準については、定量的な基準その他の一定の要件を満たせば機械的に発表の判断ができる基準を設ける予定であり、関係省庁と協力の上、引き続き令和6年度以降も熱中症対策推進検討会において検討を行う予定です。</p>
<p><b>【熱中症特別警戒情報に関して】</b></p> <p>例えば、47 都道府県単位で熱中症特別警戒情報を発表するとして、実際は、北海道や岐阜県、長野県といった同一県内でも地域によって気象条件が大きく異なる都道府県が数多くある。このような都道府県では地域によって WBGT の変化傾向に大きな差があることから、どこか 1カ所の WBGT の予測値が 35°Cに到達しないために特別警戒情報が出ず、隣県で特別警戒情報が出て対策を取っている中でその県だけ対策を取ることができず、被害を拡大させてしまうということが現実起こりうる。このような場合も例外的な「自然的社会的状況」に当てはまるのであれば、その具体的な判断基準及びその根拠を示すべきである。</p>	<p>運用に当たっての課題としては、発表単位の細分化や地形・暑さ指数情報提供地点数の影響、地域や時期による暑熱順化の程度の差、予報精度の精緻化などが挙げられるため、今後のデータ蓄積の結果、専門家の研究状況等も踏まえながら、引き続き検討を行う予定です。</p> <p>なお、熱中症特別警戒情報の自然的社会的状況に関する発表基準については、定量的な基準その他の一定の要件を満たせば機械的に発表の判断ができる基準を設ける予定であり、関係省庁と協力の上、引き続き令和6年度以降も熱中症対策推進検討会において検討を行う予定です。</p>
<p><b>【熱中症特別警戒情報に関して】</b></p> <p>改正気候変動適応法第 19 条第1項における「期間、地域その他環境省令で定める事項を明らかにして…」の「その他環境省令で定める事項」の内容が、施行規則概要に記載されていない。施行規則概要にある「改正気候変動適応法で定める事項のほか、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人</p>	<p>今回の省令案の概要中の「改正気候変動適応法で定める事項」は、改正気候変動適応法第 19 条第1項の「期間」及び「地域」を指しており、「その他環境省令で定める事項」として、「気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある状況の概要その他の必要な事項」を定めることを念頭に置いたものです。</p>

<p>の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある状況の概要その他の必要な事項」は「改正気候変動適応法で定める事項のほか」の事項とされているので該当しないと受け取れる。</p>	<p>今回定める省令においては、「法第十九条第一項の環境省令で定める事項は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある状況の概要その他の必要な事項」と規定します。</p>
<p><b>【熱中症特別警戒情報に関して】</b></p> <p>熱中症特別警戒情報の発表基準としては、都道府県は全ての情報提供地点において35以上となると予測される場合とされているが、他県と比較して、北海道は広範な地域であり、気候特性も地域で異なることから、発表単位をブロック化するなどの対応が必要と考える。</p>	<p>運用に当たっての課題としては、発表単位の細分化や地形・暑さ指数情報提供地点数の影響、地域や時期による暑熱順化の程度の差、予報精度の精緻化などが挙げられるため、今後のデータ蓄積の結果、専門家の研究状況等も踏まえながら、引き続き検討を行う予定です。</p>
<p><b>【指定暑熱避難施設に関して】</b></p> <p>「指定暑熱避難施設の管理方法の基準は、住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保することとする」とあるが、明確な基準を示すべきではないか。また、ホームレスのたまり場になるのではないか。</p>	<p>指定暑熱避難施設の管理方法の基準については、第4回熱中症対策推進検討会（令和5年9月6日）でおおむね了承を得られた「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き（中間とりまとめ案）」において、必要かつ適切な空間に関し、「指定暑熱避難施設の大きさではなく、指定暑熱避難施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること（例：指定暑熱避難施設として一定程度の定量的な面積が確保されているのではなく、指定暑熱避難施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数が10人であれば、地域や指定暑熱避難施設の状況に応じて、10人が同時に適切に滞在できる空間が確保されていること）」とされております。また、地方自治体独自の判断を妨げないよう、施設の開放時間、施設へのアクセス方法、管理体制、必要な人材、物品については、指定暑熱避難施設の指定基準には含めず、地方自治体が指定・設置、運営に当たり参考となるような事例等について示す予定です。</p> <p>（参考）第4回熱中症対策推進検討会 資料  <a href="https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0502/index.php">https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0502/index.php</a></p>
<p><b>【その他】</b></p> <p>昨今の子供の熱中症被害に、このたびの法改正がどの程度有効なのか疑問。未就学児の施設での車内置き去りや登下校中の死亡事故などに対する</p>	<p>熱中症対策の一層の強化を図るため、令和5年5月に気候変動適応法に基づく「熱中症対策実行計画」を閣議決定しています。当該計画においては、こども等の熱中症弱者のための熱中症対策、学校現場等</p>

<p>対策に、今回の法改正はどのように取り組むのか。</p>	<p>の管理者がいる場等における熱中症対策など具体的な施策を盛り込んでおり、当該計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等の関係者で連携して熱中症対策の強化を図ってまいります。</p>
<p>【その他】</p> <p>「33」や「35」の閾値を超過しているかを判定するための予測値の算出は、「参考」資料の1ページ目に「現行の熱中症警戒アラートに係る予測値(暑さ指数)の算出方法を継承」とある。当該算出方法が了承されたとされる令和2年4月の検討会の資料 (<a href="https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_epr/R0201/doc01-3-1.pdf">https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_epr/R0201/doc01-3-1.pdf</a>)によると、平成24(2012)年度までの成果を用いているように読み取れる。その後10年以上経過し、気象庁のプロダクトもより空間時間解像度の高いものが利用可能になっている。この変化に合わせて入力データを変更するなどの対応を行っている場合、具体的にどのような対応を行ったか説明すべきである。行っていない場合は、今後の改良予定について示すべきである。</p>	<p>運用に当たっての課題としては、発表単位の細分化や地形・暑さ指数情報提供地点数の影響、地域や時期による暑熱順化の程度の差、予報精度の精緻化などが挙げられるため、今後のデータ蓄積の結果、専門家の研究状況等も踏まえながら、引き続き検討を行う予定です。</p> <p>なお、算出方法については、今後最終とりまとめ予定の「熱中症特別警戒情報の運用に係る指針」等へ掲載する予定です。</p>
<p>【その他】</p> <p>「参考」資料の1ページ目記載のフロー図の表現では、気象庁数値予報があたかもアメダス各地点の気象要素の1時間値を直接出力しているかのような誤解を与える。どのプロダクトを用いて時間・空間内挿を行って求めているかといった詳細を簡単に記載すべきである。尚、WBGTの算出結果はその入力情報に大きく依存することから、その出所を開示して頂くことは非常に重要だと考える。</p>	<p>運用に当たっての課題としては、発表単位の細分化や地形・暑さ指数情報提供地点数の影響、地域や時期による暑熱順化の程度の差、予報精度の精緻化などが挙げられるため、今後のデータ蓄積の結果、専門家の研究状況等も踏まえながら、引き続き検討を行う予定です。</p> <p>なお、算出方法については、今後最終とりまとめ予定の「熱中症特別警戒情報の運用に係る指針」等へ掲載する予定です。</p>
<p>【その他】</p> <p>省令案(施行規則案)の概要のみがパブリックコメントに付されているが、施行規則案本体が示されるべきである。</p>	<p>今回のパブリックコメントは、行政手続法(平成5年法律第88号)の関係の規定に基づき適正に実施しているものと考えております。</p>

以上